



名古屋木材健康保険組合
理事長 鈴木 和雄

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、すこやかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、平素より当健康保険組合の事業運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

世界でもトップクラスの長寿国であるわが国では、平均寿命が延び続け、女性86.83歳、男性80.50歳（平成26年簡易生命表）と、この50年間で12年以上も長くなっています。この長寿の実現には、医療技術の発達とともに、誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険制度が寄与しており、日本が誇るべきことです。

私たちの健康保険組合は、多くの納付金を高齢者医療制度に拠出し、国民皆保険制度を支えています。高齢化の進展とともに納付金は年々増加し、その過重な負担により全国の健康保険組合の5割が赤字に陥っている状況です。解散に追い込まれる健康保険組合が続出すれば、日本の誇る国民皆保険制度の維持も危ぶまれます。

健康保険組合では、収支改善のため効率的な事業運営を図る一方で、現役世代に過重な負担を強いる高齢者医療制度の負担構造の見直しを求めてまいりました。今後も、平成29年4月の消費税増税に向けて、税財源を高齢者医療制度に投入するよう働きかけを継続するとともに、2年目を迎えるデータヘルス計画の推進やマイナンバー制度実施への対応など、みなさまの健康と安心を支える保険者として、業務にまい進する所存です。

みなさまにおかれましては、健康保険組合の行う健診や健康づくり事業を積極的にご活用いただき、ご自分やご家族の健康にお役立てください。

また、今年は診療報酬改定や入院時食事代の引き上げ、紹介状なしで大病院を受診した際の定額負担の義務化など、みなさまが利用する医療にかかわる変更が行われます。これは、今後さらに高齢化が進展する中で、限りある医療財源を効率的に利用していくための改定です。こうした社会の動向をご理解いただき、みなさまが医療機関を受診される際は、適正な受診を心がけ、ジェネリック医薬品を積極的に利用するなど、医療費節減にご協力くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、本年がみなさまにとって幸多き一年となることを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

2016年 干支の話

申

神の使い「まざる」

申は、十二支の9番目、月では旧暦の7月にあたります。方角では西南西、時刻は午後3時から午後5時までが申刻となります。「申」の字には、まっすぐに伸びる意味があり、動物では猿があてられています。

「富士山は申の日に現れた」との故事から、猿は神の使いとされ、富士山本宮浅間大社などでは、4月の最初の申の日に、豊穰を祈る「初申祭」が行われます。また、猿を神の使いとする神社は全国に点在しており、東京・日枝神社や滋賀・日吉大社では、猿を「神猿」と呼び、「魔が去る」「勝る」に通じることから、厄除けや必勝祈願のご利益がある縁起のよい動物とされています。

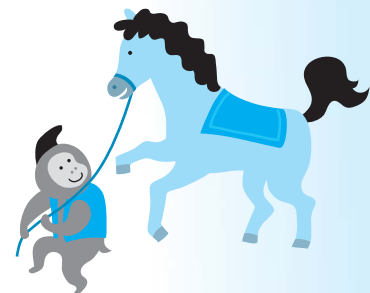
福岡・猿田彦神社では、60日ごとに巡ってくる庚申の日に「庚申祭」を行い、猿の面を授けています。これを玄閼に掛けると、災難が去り、幸運が訪れるという縁起物です。

申年の新年、悪いことは去り、勝負に勝てる1年になりますように。



猿は馬の守り神

猿は昔から、馬を病気から守り、厩（馬屋）を火事から守る神として、厩で飼われる風習がありました。滋賀・石山寺の創建などを記した『石山寺縁起絵巻』（重要文化財）には厩につながれた猿の絵があり、また、栃木・日光東照宮の三猿「見ざる、言わざる、聞かざる」は神厩舎（神馬をつなぐ厩）の長押に施されています。



この風習から、絵馬には猿と馬が描かれることが多く、「猿に絵馬」とは、取り合われることのよいものを表すことわざです。山形・日枝神社にある「猿駒曳図絵馬」には、猿が馬を引いたり、なでている様子が描かれています（駒は馬の意）。猿が馬を引く絵柄は、東京・旗岡八幡神社にある「猿駒止の絵馬」、岡山・鹿田遺跡から2013年に出土した絵馬「猿駒曳」など、各地で見られます。

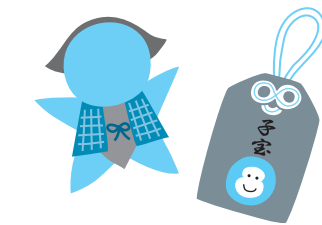
一方、猿は子どもへの愛情が深い動物ともいわれています。東京・日枝神社の境内には、社殿前と神門裏に左右一対の神猿像があり、社殿前の像は夫婦の猿で、妻が子を抱えています。猿は多産で安産、子どもを大事にすることから、夫婦円満や子育てのご利益もあるとされています。

赤いお守り「へいり猿」と「なるぼほ」

平安時代、中国から庚申信仰が伝来しました。人間には行動を監視する「三尸」という虫がすみつき、庚申の夜になると眠っている体から抜け出して、天帝にその人の罪悪を告げ、寿命を縮めるといわれています。これを防ぐために、庚申の夜は眠らずに過ごす「庚申待ち」という風習が生まれました。

江戸時代になると庶民にも広がり、酒宴を催して一晩明かしたり、三尸の虫が嫌いなこんにゃくを食べたそうです。現在でも、「くくり猿」「身代わり申」などと呼ばれる猿の形をした赤いぬいぐるみをお守りとして吊るす地域もあります。

猿の形をした赤いぬいぐるみといえは、飛騨高山の「さるぼほ」が有名です。飛騨地方では赤ちゃんのことを「ぼほ」と言い、安産や子どもの健やかな成長を願い、祖母から孫へ、母親から娘へ、



良縁や子宝のお守りとして贈りました。近年は、赤以外の色の「さるぼほ」も登場し、お土産や開運グッズとしても人気です。

自己負担が家族で10万円を超えたら申請を 医療費控除で 上手に節税

確定申告の期間は、毎年2月16日から3月15日までとなっています(期日が土曜・日曜の場合は翌月曜日)。サラリーマンなどの給与所得者による医療費控除等の還付申告については、1月から手続きできます。

▼医療費控除の申告には、次の書類等が必要です

- 確定申告書(国税庁のホームページ上で作成可能)
- 医療機関等の領収証
- 給与の源泉徴収票
- 印鑑
- 還付金受取口座の預金通帳 など

医療費控除とは、ご家族の分を含めて、1年間に自己負担した医療費が一定額を超えたとき、税務署に確定申告することで所得税の一部が戻ってくる制度です。前年1月から12月までに支払った医療費が10万円(または年間所得の5%の少ないほう)を超えると、上限200万円までが課税所得額から控除され、税金が精算されます。

医療費控除の計算式

① 支払った医療費

-

② 保険金などで補てんされる額

-

③ 10万円

=

④ 医療費控除額

① 家族分も含め、1月1日～12月31日に支払った医療費の年間合計額
 ② 健康保険からの高額療養費・出産育児一時金、生命保険からの入院給付金など
 ③ 年間所得の5%のほうが少ない場合はその金額
 ④ 控除額は200万円まで。払い戻される税金額は、控除額と課税所得に応じた税率により決定

※申告は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)でも可能です。
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

- ### 医療費控除の対象となる費用
- 医療機関に支払った治療費
 - 治療のための医薬品の購入費
 - 通院費用・往診費用
 - 入院時の食事療養や生活療養にかかる費用負担
 - 歯科の保険外費用
 - 妊娠時から産後までの診察と出産費用
 - あんま・指圧・はり・きゅうの施術費
 - 義手や義足などの購入費
 - 医師の証明がある6ヵ月以上の寝たきりの人のおむつ代
 - 訪問看護ステーションの利用料
 - 老人保健施設や療養病床の利用料(介護費・食費・居住費の自己負担分) など

- ### 医療費控除の対象とならない費用
- 美容目的での整形手術や歯列矯正の費用
 - 健康診断や人間ドックの費用
 - インフルエンザ予防接種代
 - 自家用車で通院するときの駐車料金やガソリン代
 - 親族に支払う療養上の世話の対価
 - ビタミン剤や体力増強剤など、健康増進のための保健薬や健康食品の購入費 など

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

確定申告をしなくても済む特例制度もあります!

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、納税先の自治体数から団体以内であれば、納税先の自治体に特例の申請をすることにより、確定申告をしなくても、ふるさと納税に係る住民税の減額を自動的にしてくれる特例制度があります。

詳しくは、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

- ### 手続き(原則)
- ① 自治体を選んで、寄付(納税)する。
 - ② 寄付(納税)した自治体から受領書が届く。
 - ③ 受領書を添付して、確定申告を行う。データが税務署と住所地の市区町村で共有される。
 - ④ ふるさと納税を行った年の所得税と翌年の住民税からの控除が受けられる。

Column

応援したい自治体へ寄付
ふるさと納税

ふるさと納税とは、生まれ育った故郷や任意の自治体へ寄付をすることで、地域を応援する制度です。寄付のお礼の品として、米や肉などの特産物が用意されている地域もあり、人気を集めています。また、一定の条件があるものの、寄付した額から自己負担額2000円を除いた全額が税金の控除対象となります。

※すべての自治体がお礼の特産品などを用意しているわけではありません。

あなたのご家族は 健保組合の「被扶養者」資格がありますか?

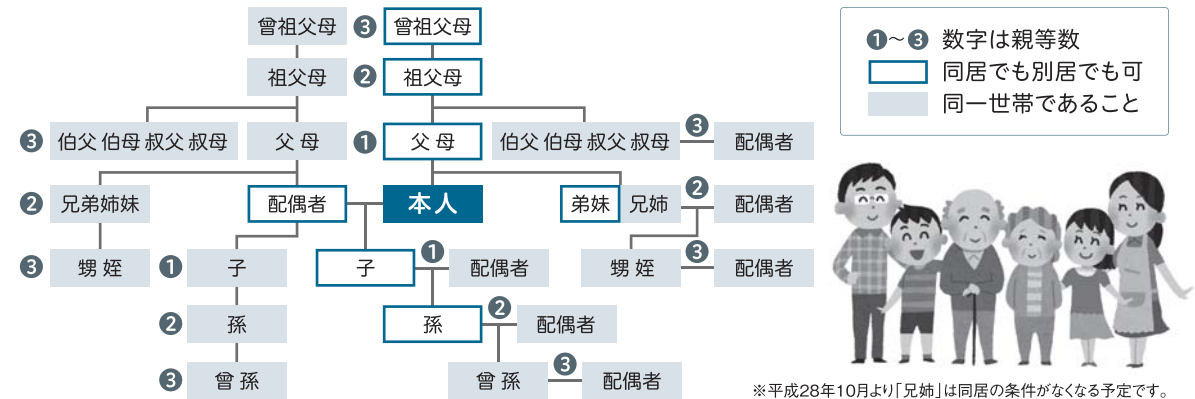


被保険者の収入によって生活するご家族は、「被扶養者」として健保組合に加入して給付を受けることができます。ただし、「親族の範囲」と「収入」について、一定の条件を満たす必要があります。

被扶養者の認定基準

1. 親族の範囲

三親等内の親族で、配偶者・子・孫・弟妹・父母・祖父母・曾祖父母以外は、同一世帯であることが条件です。



2. 収入の基準

| 同居の場合 | | かつ | 別居の場合(仕送りは金融機関を通じて送金) | | かつ |
|-------|-------------|----|-----------------------|-------------|----|
| 60歳未満 | 年間収入130万円未満 | | 被保険者の年間収入の1/2未満であること | 60歳未満 | |
| 60歳以上 | 年間収入180万円未満 | | 60歳以上 | 年間収入180万円未満 | |
| 障がい者 | | | 障がい者 | | |

※上記の条件に該当していても、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められない場合は、被扶養者として認定できないことがあります。また、平成28年10月より基準額等が一部変更になる予定です。

別居している場合

書類の提出が必要です!

- A 送金証明書
- B 別居先世帯全員の住民票

Aは、振込明細の写し、通帳の写し、現金書留の控え等、送金元と送金先の氏名が確認できるもの。1つの口座を送金で使用している場合[※]は、通帳の写しをご提出ください。なお、業務による単身赴任の場合は不要です。

※例:(送金元)通帳で入金▶(送金先)カードで出金

ご不明な点は
お問い合わせください。

名古屋木材健康保険組合 Tel:052-321-7025・3666